

## 処 分 基 準

平成 8 年 4 月 15 日 作成

法 令 名 : 茨城県金属くず取扱業に関する条例
根 拠 条 項 : 第15条
処 分 の 概 要 : 金属くずの差止め
原権者 (委任先) : 警察署長
法 令 の 定 め : 茨城県金属くず取扱業に関する条例第15条 (差止め) 茨城県金属くず取扱業に関する条例施行規則第13条第1項～第4項 (差止め)
処 分 基 準 : 金属くず商が取り扱っている品目が、被害届又は遺失届の出 されている物品である場合等に、その物品の保管を命ずる。
問 い 合 わ せ 先 : 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考 :